

平成24年10月29日

〒107-0052

東京都港区赤坂三丁目9番4号 赤坂扇やビル8階-A

株式会社ドリームゾーン 御中

特定非営利活動法人あいち消費者

理事長 杉浦 市

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目1番1号

三博ビル8階

事務局長 外山 孝司

(TEL: 052-265-9258、FAX: 052-265-9259)

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、一般個人によって構成されており、平成22年4月14日、内閣総理大臣より、平成19年から施行されている消費者団体訴訟制度（内閣府の認定を受けた適格消費者団体が、事業者の不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を求める申入れを行ったり、訴訟を行う制度）の適格消費者団体と認定を受けた団体です。

さて、今般、貴社が作成した「動画プロフィール作成契約」について、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、条項等につき消費者契約法その他の法律に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成24年11月末日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申し入れ事項

第1 申入れの趣旨

- 1 貴社の「動画プロフィール作成契約書」と題する会員契約（以下「本件規約」と言います）第8条を削除して下さい。
- 2 本件規約第9条1項を削除して下さい。

第2 申入れの理由

1 本件規約条項8条

- (1) 本件規約第8条には、次のように記載されています。

「契約を維持できない不測の事態が生じた場合や、継続が厳しいと甲乙が判断した場合、甲乙協議の上、満了前に本契約を打ち切る事が出来るが、甲より乙へ第6条第1項の製作費用の返金は行わない。」

- (2) 本件契約に対する消費者契約法の適用

消費者契約法2条3項は、「この法律において『消費者契約』とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう」と規定され、同条1項で、「この法律において『消費者』とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）という」と規定されています。

すなわち、同法に定める「消費者」とは、「事業性を持たない個人」のことをいうのであり、事業とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」のことを言います（消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法〔第2版〕』商事法務、2010）。

貴社は、本件動画プロフィール作成契約（以下「本件契約」と言います）の勧誘を、エキストラのアルバイト募集等に応募してきた者に対して行っています。これらに応募をする者は、芸能活動を反復継続的に行っていないから、エキストラのアルバイト募集に応募してくるのであり、芸能活動を反復継続して行う者ではありません。すなわち、一般消費者です。

したがって、これら一般消費者と貴社との間で締結される本件契約には、消費者契約法の適用があります。

- (3) 本件規約条項の内容

ア 本件規約第6条は、「乙は本作品に関する諸経費を次のとおり負担する。」と定め、同1号（本件規約第8条では「第6条第1項」と記載）には、「本作品は乙のプロモーション用作成の為、制作費用の金 500,000 円を乙の負担とする。」と記載されています。この制作費用50万円は、本件契約の代金にあたります。また、本件契約は民法上の準委任契約又は請負契約と考えられます。

イ この点、本件規約第6条及び第8条は、貴社及び消費者の双方の責めに帰することのできない履行不能に基づく解除であっても、また、合意解除であっても、消費者たる乙が支払った契約代金全額を返還しないという内容になっています。

しかしながら、かような定めは、準委任契約及び請負契約に適用される債務者の

危険負担に関する民法536条1項及び解除の効果を定めた同法545条1項に反し、消費者の利益を一方的に害するものです。

また、民法上の準委任契約又は請負契約においては、委任者や注文者は、一定の場合には相手方に報酬等を支払う義務が発生するものの、いつでも自由に契約を解除することができる場所、本件規約第8条は、中途解除できる場合が限定されています。しかも、いかなる場合でも制作費用の返金を行わないこと（中途解約であるにもかかわらず貴社が全額報酬を受領できる）としており、この点においても、民法上の消費者の権利を著しく制限し、義務を加重し、消費者の利益を一方的に害しています。

したがって、本件規約第8条は、消費者契約法10条に反し、無効です。

ウ さらに、途中で本件契約が終了した場合に、いったん受領した制作費用全額を返還しないということは、民法上の準委任契約又は請負契約の場合に本来消費者に返金されるべきものをも貴社が受領することになりますので、本件規約第8条は、消費者契約法9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項」にあたります。

しかしながら、貴社の本件規約第8条は、時期や事由にかかわらず制作費用全額を返金しないとするものですので、解除の事由、時期等の区分に応じ貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者に負担させることになることは明らかです。

したがって、本件規約第8条は、消費者契約法9条1号によっても無効といえます。

エ よって、本条項を削除するよう求めます。

2 本件規約条項9条1項

(1) 本件規約第9条1項には、次のように記載されています。

「1 本作品の撮影準備及び撮影中、及び、撮影準備施設や撮影現場への移動中の事故については、甲は一切の責任を負わない。」

(2) 本件規約第9条1項の内容

ア 本件契約に消費者契約法が適用されることは前述のとおりです。

イ そこで、本条項を検討すると、本作品の撮影準備及び撮影中並びに撮影準備及び撮影中の移動中における事故について、貴社が一切責任を負わない旨定められています。

しかしながら、本件規約によると、撮影スケジュールや撮影場所については、貴社と消費者との間で協議の上決めるものとなっているものの（規約3条）、消費者が何の知識もない素人であることや、動画プロフィール作成についての企画・脚本・撮影準備等を貴社の負担で行うものとされていること（規約6条5号）からすると、動画プロフィールの作成は、貴社主導の下、撮影場所や撮影方法が決められていくものと考えられます。

そうすると、動画プロフィール撮影のために貴社が消費者と共に移動することや、貴社が消費者に指示をして撮影が行われることがありますが、かような場合、例

えば、車による移動中であれば、貴社の過失によって消費者が負傷することが考えられますし、撮影中であっても、貴社の不適切な指示によって消費者が負傷する場合がございます。上記のような場合は、消費者が貴社の指揮監督下にあったと言え、貴社の責めに帰すべき事由により事故が発生したと言うべきです。

このように、貴社による本件契約の債務の履行に関し、貴社の責めに帰すべき事由による損害が消費者に生じる余地があるところ、本件規約9条1項は、上記の場合における貴社の責任を一切免除すべき内容となっており、これらは消費者契約法8条1項1号ないし4号に反し無効です。

したがって、本条項を削除するよう求めます。

以 上